



看護師さん又は准看護師さんのお仕事応援します!!

# 看護師等再就職 応援給付金!



石垣市在住で看護師又は准看護師の免許を持ちながら看護職業務から離れていた方を対象に

就職し、  
6か月以上勤務された方で  
今後も継続して就労する  
意思のある看護師の  
皆様へ

就職  
祝い金

10万円

を支給  
します!

## 対象者

下記の7項目すべてに該当する者

- ✔ 石垣市に在住する看護師等(看護師又は准看護師)の免許を保持している者で、令和8年1月1日以降に石垣市内の病院や診療所へ新たに就職した者
- ✔ 新たに看護師等として就職した日から過去6か月以内に医療施設において看護師等としての勤務経験がない者
- ✔ 新たに看護師等として就職した日から6か月以上継続して、週20時間以上勤務した者
- ✔ 申請後も継続して現在勤務している医療施設で勤務する意思がある者
- ✔ 市税等の滞納がない者
- ✔ 過去にこの給付金、石垣市島外看護師誘致支援事業の補助金の交付を受けていない者

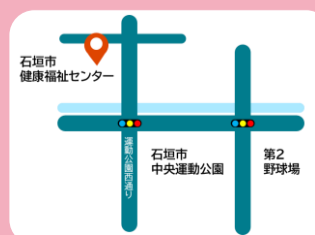
## 申請期限

勤務開始日から6か月以上経過した日の属する年度の3月31日まで

※ 予算の範囲内での支給となりますので、予算がなくなり次第、**受付終了**となります。  
要件を満たした6か月勤務後にお早めに申請してください。

石垣市健康福祉センター

〒907-0004 沖縄県石垣市字登野城1357番地1  
☎ (0980)88-0089



# 申請の流れ

6か月以上看護師等として勤務していない



対象の医療施設へ看護師等として就職



就職した医療施設に6か月以上勤務した



健康福祉センターへ  
応援給付金申請をする



健康福祉センターから支給決定通知が届く。  
確認後、同封の請求書等を健康福祉センターへ提出する。

石垣市からご本人の指定口座へお振込み  
(請求書提出から約1か月)



## 申請前のセルフチェックシート

以下の項目すべてに該当する場合は申請できます。

- 石垣市に在住している。
- 看護師等の免許をもっているが、6か月以上医療施設で看護師等として勤務していない。
- 看護師等として採用された。
- 就職した医療施設は、石垣市内に所在する医療施設である。
- 就職した日から6か月以上継続して、週20時間以上勤務した。
- 今後も継続して、現在の医療施設で勤務する意思がある。
- 市税等の滞納がない。
- 過去に石垣市から本給付金又は石垣市島外看護師等誘致支援事業による給付金を受けたことがない。

### 注意

**申請期限** 勤務開始から  
**6か月经過した日の年度内** までです。

### 申請に必要な書類

1. 申請書
2. 勤務証明書（勤務医療機関発行）
3. 看護師又は准看護師の免許の写し
4. 履歴書の写し
5. 住民票
6. 義務履行証明書（証明日から1か月以内のもの）

※ 上記の書類以外に審査にあたり、必要な書類の提出を求められることがあります。あらかじめご了承ください。